

## 藤沢市保健医療センター訪問看護ステーション運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、要介護状態又は要支援状態にある高齢者や、病気やけが等により在宅療養を必要とする者に対し、介護保険法による指定居宅サービス事業者又は健康保険法による指定訪問看護事業者として、適切な事業運営を行うため、指定訪問看護【(介護保険法に基づく指定訪問看護(以下「介護保険指定訪問看護」といい、要支援状態の高齢者に対するものを「介護予防指定訪問看護」という。)及び健康保険法に基づく指定訪問看護(以下「健康保険指定訪問看護」という。)又、介護保険指定訪問看護、介護予防指定訪問看護及び健康保険指定訪問看護を総称し、「指定訪問看護」という。】の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師(以下「主治医」という。)の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し快適な在宅療養が継続できるよう支援するものとする。

2 指定訪問看護の実施にあたっては、居宅支援事業所及び関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 指定訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 藤沢市保健医療センター訪問看護ステーション
- (2) 所在地 藤沢市大庭5527番地の1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 課長 1名  
課長は、課を統括する。
- (2) 管理者 1名  
管理者は、職員を指揮監督し、適切な事業運営が行われるように統括する。
- (3) 訪問看護師 10名以内  
主治医の指示により計画書・報告書を作成し、指定訪問看護を担当する。
- (4) 理学療法士・作業療法士 5名以内  
主治医の指示により計画書・報告書を作成し、指定訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。
- (5) 事務 1名  
事務を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く。

(2) 営業時間

午前9時から午後5時までとする。

2 営業日以外及び営業時間以外については、24時間常時、電話等による連絡・相談が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(指定訪問看護における通常の事業の実施地域)

第6条 指定訪問看護における通常の事業の実施地域は、藤沢市全域及び茅ヶ崎市（堤地区のみ）とする。

(指定訪問看護の提供方法)

第7条 指定訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者が、主治医に申し出て、主治医が交付した訪問看護指示書（以下「指示書」という。）により、看護師等が利用者を訪問して計画書を作成し、指定訪問看護を実施する。
- (2) 利用者及び家族から事業所に直接連絡があった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう助言する。
- (3) 主治医がいない場合は、当ステーションから藤沢市医師会に調整を求めて対応するものとする。
- (4) 前各項いずれの場合も、訪問看護の内容や訪問回数等を利用者又は家族に説明し、了承を得た上、訪問を開始する。

(サービスの内容)

第8条 サービスの内容は、主治医の指示に基づき、次のとおりとする。

- (1) 病状観察 血圧等の全身状態の観察
- (2) 清潔の支援 清拭・洗髪・入浴介助等の清潔支援
- (3) 排泄の支援 排尿や排便等の支援（服薬、浣腸、摘便等の処置、人工肛門等のケア）
- (4) 医療的処置 医療機器やカテーテルの管理、褥瘡の処置、吸引等
- (5) 精神支援 倾聴等、精神支援
- (6) ターミナルケア
- (7) リハビリテーション 日常生活動作の訓練や福祉用具、住環境へのアドバイス
- (8) その他の支援 薬の管理、栄養相談、介護相談や介護者への精神支援

2 サービスの回数と時間

(1) 介護保険指定訪問看護の対象者

介護保険の要介護の認定を受けられた方で、「厚生労働大臣が定める疾病等」でない対象者は、居宅サービス計画に沿った訪問回数とし、訪問時間は以下のいずれかとする。

- ア 訪問看護については、30分未満・30分以上60分未満・60分以上90分未満
- イ リハビリテーションについては、1回20分以上として週6回まで

(2) 介護予防指定訪問看護の対象者

介護保険の要支援の認定を受けられた方で、「厚生労働大臣が定める疾病等」でない対象者は、介護保険制度に基づく訪問回数、訪問時間とする。

(3) 健康保険指定訪問看護の対象者

- ア 介護保険の要支援・要介護の認定を受けられた方で、「厚生労働大臣が定める疾病等」の対象者は、回数の制限はない。

- イ ア以外の対象者は、週3回までの訪問看護とする。又、1回の訪問看護は30分から1時間30分とする。

- ウ 利用者が急性増悪により一時的に頻回の訪問を行う必要がある旨の「特別指示書」の交付があった場合、交付の日から14日間に限り、訪問回数の制限はない。(厚生労働大臣が定めるものについては、2回交付可) 又、介護保険の対象者であっても、その期間は医療保険の対象者とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 訪問看護師等は、指定訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を講ずるものとする。

- 2 訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあっては包括支援センター)、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置については、記録しなければならない。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者に対する虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 管理者は、サービス提供中に、職員又は養護者(利用者の家族、高齢者等を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村の担当部署に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第12条 利用者又は利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

- 2 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(個人情報の保護・秘密の保持)

第13条 事業所及び職員は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」及び藤沢市保健医療財団個人情報保護規程を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部（医療機関、市町村等）への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 事業所及び職員は、退職後においても、職務上知ることのできた利用者又は利用者家族の秘密及び個人情報を漏らさないものとする。

(業務継続計画の策定)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するために、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第15条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品などの衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生した場合まん延防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る
- (2)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3)事業所は、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修および訓練を定期的に実施する。

(ハラスメントの防止・対応)

第16条 事業所は、事業所におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントその他職場におけるあらゆるハラスメントを防止するための措置を講じ健全な職場環境とする。また、利用者やその家族からのカスタマーハラスメントについても適切な対応に努める。

(利用料)

第17条 指定訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、指定訪問看護の内容及び利用料について説明し、理解を得るものとし、利用料金等は、次のとおりとする。

(1) 介護保険

ア 介護保険指定訪問看護を提供した場合の利用料及びキャンセル料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額とする。

イ 介護予防指定訪問看護を提供した場合の利用料及びキャンセル料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額とする。

(2) 医療保険

指定訪問看護を提供した場合、訪問療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示67号）により算定した額から訪問看護療養費若しくは家族看護療養費として支給された額に相当する額を控除した額より算定した額とする。

(その他の利用料)

第18条 利用者の申し出による保険対象外訪問（介護・医療）は、別表に定める保険外料金とする。

(加算等)

第19条 利用者の申し出により第5条第2項に基づく指定訪問看護を実施した場合には、介護保険訪問看護費、介護予防訪問看護費及び訪問看護療養費に以下の該当項目を加算し、厚生労働大臣が定める額を算定する。

(1) 介護保険

- ア 特別管理加算
- イ サービス提供体制強化加算
- ウ 緊急時訪問看護加算
- エ ターミナルケア加算

(2) 医療保険

- ア 特別管理加算
- イ 精神科複数回訪問加算
- ウ 24時間対応体制加算
- エ 医療DX情報活用加算

(苦情対応)

第20条 事業所は、利用者・家族から苦情の申し立て、又は相談があった場合には迅速かつ誠実に対応するものとする。

2 事業所は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として不利益な取り扱いをしてはならない。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、又、業務体制を整備する。

2 職員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、退職後も同様とする。

3 この規程に定める事項の他、運営に関する事項は、公益財団法人藤沢市保健医療財団の定めによるものとする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

この規程は、平成23年7月28日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

## 別表

(第17条関係)

## その他の利用料

## 1 介護保険対象者

内 容		利用者負担金	
キャンセル料	サービス利用日の前々日まで	無料	
	サービス利用日の前日まで	利用者負担金の半額	
	サービス利用日の当日まで	利用者負担金の全額	
入院（入所）利用者の外泊時の訪問		60分未満	8,920円
退院時（退所）当日の訪問（特別管理加算対象者は除く）		60分以上90分未満	12,230円
死後の処置料		20,000円	
駐車料金	駐車場がなく有料駐車場を利用しないと訪問できない方には駐車場の実費をご負担いただきます。		

## 2 医療保険対象者

保険適用外料金		料金
交通費	1 km 圏内	無料
	1 ~ 3 kmまで	300円
	3 ~ 5 kmまで	400円
	5 km 以上	500円
駐車料金	駐車場がなく有料駐車場を利用しないと訪問できない方には駐車場の実費をご負担いただきます。	
キャンセル料	サービス利用日の前々日まで	無料
	サービス利用日の前日まで	650円
	サービス利用日の当日	1,300円
入院（入所）中の外泊時の訪問	訪問看護基本療養費Ⅲ対象者を除く	5,550円+7,670円 +交通費
退院（退所）当日の訪問	退院支援指導加算対象者を除く	
希望訪問	30 分以上 1 時間 30分まで	5,550円+7,670円 +交通費
	週 4 日目以降の訪問 (厚生労働大臣の定める疾病対象者を除く)	6,550円+3,000円 +交通費
	30 分以上 1 時間 30 分未満	
死後の処置		20,000円

訪問看護利用料金の差額費用		料金
長時間訪問	営業日かつ営業時間内で 1 時間 30 分を超える場合 (長時間訪問看護加算対象者を除く)	1,600円/30分毎
営業時間外訪問	営業時間外の場合 (午前 8 時～午前 9 時) (午後 5 時～午後 6 時)	30分以上1時間30分 2,100円+交通費
休業日訪問 (土・日・休日)	30 分以上 1 時間 30 分まで ----- 1 時間 30 分以上の場合	5,550円+交通費 ----- 30分毎 1,600円